

規制の事前評価書(要旨)「簡素化」

規制の名称	少額短期保険業者に関する経過措置期間における保険の引受上限金額						
担当部局	金融庁総務企画局企画課保険企画室	電話番号: 03-3506-6235	e-mail: RIA@fsa.go.jp				
評価実施時期	平成30年3月30日						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>平成17年度当時共済事業を行っていた少額短期保険業者(以下「経過措置適用業者」という。)については、いわゆる根拠法のない共済からの円滑な移行を目的とした激変緩和措置として、平成30年3月31日までの間、保険業法本則に定める少額短期保険業者の保険金額の上限を超える保険の引受けを可能とする経過措置が設けられている。</p> <p>経過措置の適用を受ける保険契約は、依然として被保険者ベースで約166万人(平成29年3月31日時点)と相当数存在している。今般の法改正により延長される経過措置について、本政令案によりその引受上限金額を規定(規制の改正)しない場合、平成30年4月1日から本則の範囲内の保険契約しか引受けられなくなり、保険契約者等に多大な影響が生じるものと考えられる。</p> <p>経過措置は少額短期保険制度への円滑な移行のため激変緩和措置として設けられたものであり、経過措置適用業者の引受上限金額は、可能な限り早期に本則に収束させるべきであると考えられる。しかしながら、上記のとおり相当数存在する本則を超過する保険金額で引き受けられた保険契約者等への影響に鑑みると、現時点で直ちに本則に収束させることには困難な点がある。</p> <p>そのため、保険契約者等への影響に鑑み、本則への円滑な移行のため少額短期保険業者に関する経過措置を今般の法改正により5年間延長するとともに、本政令案において経過措置についてその引受上限金額を規定することにより、保険契約者等への影響を緩和することが必要。</p>						
法令の名称・関連条項とその内容	保険業法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第33号)附則第3条		費用の要素				
直接的な費用	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">(遵守費用)</td> <td style="padding: 5px;">経過措置の適用を受ける保険契約は、被保険者ベースで約166万人存在。 経過措置の期限が延長されること及び経過措置適用期間中における新たな引受上限金額について規定されることについて既契約者等に周知する費用、経過措置適用期間中に限って経過措置の上限金額の引受けを行うことが可能であること等を保険契約者等に説明する費用が発生することとなり、その費用は、日本少額短期保険協会を通じて複数の経過措置適用業者からヒアリングしたところによると、1年あたり概算で約3.7億円の遵守費用が生じることが予想される。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(行政費用)</td> <td style="padding: 5px;">経過措置を延長し、新たな引受上限金額を規定することで、経過措置適用業者が延長後の経過措置終了を見据えた検討や経過措置を適用している保険契約者等への説明義務を適切に実施しているかをモニタリングする費用が発生する。</td> </tr> </table>			(遵守費用)	経過措置の適用を受ける保険契約は、被保険者ベースで約166万人存在。 経過措置の期限が延長されること及び経過措置適用期間中における新たな引受上限金額について規定されることについて既契約者等に周知する費用、経過措置適用期間中に限って経過措置の上限金額の引受けを行うことが可能であること等を保険契約者等に説明する費用が発生することとなり、その費用は、日本少額短期保険協会を通じて複数の経過措置適用業者からヒアリングしたところによると、1年あたり概算で約3.7億円の遵守費用が生じることが予想される。	(行政費用)	経過措置を延長し、新たな引受上限金額を規定することで、経過措置適用業者が延長後の経過措置終了を見据えた検討や経過措置を適用している保険契約者等への説明義務を適切に実施しているかをモニタリングする費用が発生する。
(遵守費用)	経過措置の適用を受ける保険契約は、被保険者ベースで約166万人存在。 経過措置の期限が延長されること及び経過措置適用期間中における新たな引受上限金額について規定されることについて既契約者等に周知する費用、経過措置適用期間中に限って経過措置の上限金額の引受けを行うことが可能であること等を保険契約者等に説明する費用が発生することとなり、その費用は、日本少額短期保険協会を通じて複数の経過措置適用業者からヒアリングしたところによると、1年あたり概算で約3.7億円の遵守費用が生じることが予想される。						
(行政費用)	経過措置を延長し、新たな引受上限金額を規定することで、経過措置適用業者が延長後の経過措置終了を見据えた検討や経過措置を適用している保険契約者等への説明義務を適切に実施しているかをモニタリングする費用が発生する。						
副次的な影響及び波及的な影響	<p>今般の法改正により延長される経過措置について、本政令案において引受上限金額を規定することにより、経過措置適用業者は引き続き本則を超える保険金額による引受けができるものの、少額短期保険業者は万一破綻した場合の保険契約者を保護する仕組みであるセーフティネットの対象外であることから、万一の破綻等の際に顧客が損失を被るリスクがある。しかしながら、経過措置適用業者が保険契約者等へセーフティネットの対象外であること等を周知徹底しているかを当局が的確にモニタリングすることにより顧客はそのリスクに対応することができる。</p>						
その他関連事項	今回、事前評価するに当たっては、「少額短期保険業者の経過措置に関する有識者会議報告書(平成29年9月14日)」を参考とした。						
事後評価の実施時期等	<p>経過措置の終了時に実施することを予定。</p> <p>5年間の延長後の経過措置の終了(平成35年3月31日)までの間に、経過措置適用業者が本則に円滑に移行すること(経過措置が適用される被保険者数が順調に減少すること)を指標とし、当局において、経過措置適用業者による経過措置終了を見据えた検討や契約者等への対応等を的確にモニタリング。</p>						
備考							